

# 2010 12/15 きらり伏見

水と緑と温もりでひらく都市—伏見

区役所ホームページアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/>



## 忙しい年の瀬に

# 火の用心



年末防火運動 12月15日(水)~31日(金)  
消防団年末特別警戒 12月20日(月)~31日(金)

### 事例1

タオルでガスこんろの周辺を拭いていた際に、こんろの火がタオルに着火、気づかずにタオルを洗濯かごの中に入れたため、しばらくしてから発煙。住宅用火災警報器が鳴動し、火災を未然に防いだ。

### 事例2

高齢女性が仏壇のロウソクに火をつけるためマッチを擦ったところ、仏壇内にある障子の布カバーに着火し拡大したもので、住宅用火災警報器が鳴動、近隣住民により初期消火が実施されたため大事に至らなかった。



### 設置期限まであと半年!頼れる火災の見張り番!! 住宅用火災警報器をすべての家庭に!!!

京都市火災予防条例で規定する設置期限は平成23年5月31日と残り半年をきりました。まだ設置されていない場合は、大切な家族や財産を守るため速やかに設置しましょう。

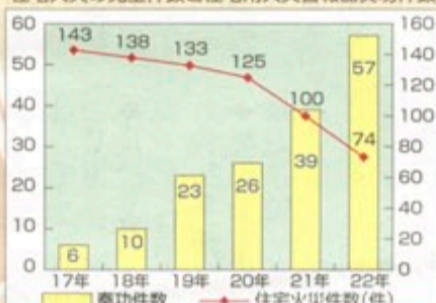
住宅用火災警報器の警報音に気づき、火災を未然に防いだ奏功事例を紹介します。

年末防火運動に合わせて、分団器具庫を開設し、巡回広報や夜間パトロールなど地域に密着した防火・防災活動を展開します。  
伏見消防団では、一緒に活動していただけの方を募集しています。



詳しくは、伏見消防署 検索 防火の呼びかけをする砂川分団の皆様

住宅火災の発生件数と住宅用火災警報器奏功件数



問合せ  
伏見消防署 (☎641-5355)、  
醍醐消防分署 (☎571-0474)

## 平成22年年末の

# 交通事故防止市民運動実施中



市では、市民の皆様一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくとともに、交通安全意識の普及、高揚を図る取組を推進し、交通事故防止を徹底することを目的として「平成22年年末の交通事故防止市民運動」を実施しています。

年末年始は、外出が増え、飲酒の機会も多くなります。ご注意ください。

**期間** 平成22年12月11日(土)  
~12月31日(金)の21日間

### スローガン

「あわてんと ゆっくり越しましょ 京の暮」

### 運動重点

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

問合せ 文化市民局地域づくり推進課 (☎222-3049)

## 自転車の正しいルールを知っていますか?

自転車による事故が増えています!!  
今一度、正しいルールを再認識し、マナーの向上を心がけましょう。

### 正しいルール

- ① 自転車は、車道を走るのが原則です。
- ② 自転車は、道路の左側端を通行します。
- ③ 歩道に「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合は、歩道を通行することができます。ただし、歩行者優先です。車道寄りを徐行しましょう。
- ④ 道路を横断するときは、近くに自転車横断帯があればそこを通りましょう。
- ⑤ 自転車に幼児を同乗させるときは、乗車用補助装置をしっかりと固定し、ヘルメットを着用させましょう。
- ⑥ 走行中の携帯電話やイヤホン、ヘッドホンの使用はやめましょう。

### 注意! 自転車による交通違反にも罰則が適用されます。

例: 酒酔い運転 = 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (道路交通法第65条)  
 夜間の無灯火 = 5万円以下の罰金 (道路交通法第52条)  
 並列進行 = 2万円以下の罰金又は科料 (道路交通法第19条)  
 信号無視 = 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (道路交通法第7条)

問合せ 伏見警察署交通課 (☎602-0110)、山科警察署交通課 (☎575-0110)、向日町警察署交通課 (☎921-0110)